

岩手県告示第571号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第279号）で公示した公共測量を終了した旨山田町長から次のとおり通知があった。

平成29年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡山田町山田地区、国道45号周辺地区
- 2 実施した期間 平成28年4月26日から平成29年5月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び街区確定測量）